

自動販売機設置に係る建物の一部貸付
仕 様 書

1. 貸付物件

(1) 貸付物件及び販売商品等

貸付場所	所在地 : 高浜市青木町六丁目 1 番地 1 5 設置場所 : 高浜市地域交流施設 (4・5ページ図面参照) 設置自動販売機 : 缶・ビン・ペットボトル方式 (容器は密閉式) 販売品目 : 炭酸飲料、果実飲料、コーヒー飲料、茶系飲料、ミネラルウォーター、豆乳類、野菜飲料、スポーツ飲料、機能性飲料、栄養飲料、スープ等の清涼飲料水とし、酒類(ノンアルコールビール等を含む)は販売しない。
貸付面積	3. 24㎡ (1. 62㎡×2箇所)
貸付台数	2台 (1台×2箇所)
最低制限貸付料 (月額)	14,000円

- (2) 最低制限貸付料について、高浜市使用料及び手数料条例第3条第1号の規定(建物：3,500円/1月1㎡あたり(1㎡未満切り上げ))に準じて規定する。
- (3) 貸付面積には、使用済み容器回収箱の設置スペース及び放熱余地を含むものとする。
- (4) 現地説明会は行いません。また、自動販売機の種類によっては商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合があるので、それらの支障がないか設置場所の確認をすること。なお、確認を行う場合は事前に市に連絡し、職員の案内のもと確認を行うこと。
- (5) 設置場所には、少なくとも令和7年4月30日までに自動販売機を設置すること。4月1日から営業開始できなかった場合でも、本市は貸付料の返還やその他補償には一切応じない。また、引越し作業等により一部スペースが使用不可となる場合があることから、設置時期については市と協議すること。

2. 貸付期間

貸付期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとし、契約の更新は行わないものとする。

3. 貸付条件

- (1) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」の適合機種であること。
- (2) デザインは著しく華美なものは避け、公共施設にふさわしいものとする。

- (3) 自動販売機の設置及び撤去に要する費用は自動販売機設置業者の負担とする。電気工事及び給排水工事が必要な場合は事前に市の承諾を受けた後、自動販売機業者にて実施する。
- (4) 自動販売機に係る光熱水費は自動販売機設置業者の負担とする。なお、電気料金については自動販売機ごとに電力使用量計測メーターを自動販売機設置業者の負担により設置し、実費を徴収する。
- (5) 自動販売機のサイズについては、貸付面積の範囲内で収まるものを設置する。
- (6) 自動販売機設置においては、当該自動販売機により販売された清涼飲料水の使用済み容器の回収箱の設置を義務とし、管理にあたっては衛生面に配慮すること。
- (7) 回収箱の設置は自動販売機設置業者の負担で行い、設置スペースの許す限り容器の分別排出が円滑に行えるよう、容器の種類ごとに回収箱を設置するものとする。
- (8) 自動販売機の設置にあたっては、転倒防止措置を取るなど、安全面に十分に配慮すること。
- (9) 設置する自動販売機は、災害時に飲料を出すことができる災害対応型・災害救援ベンダー方式の機種とし、契約締結後、災害時における提供協力に関する協定を本市と結ぶこと。
- (10) 設置する自動販売機は、最新機種で省電力タイプ、ノンフロン対応のものを採用すること。
- (11) ユニバーサルデザインとすること。
- (12) その他自動販売機の設置及び商品の販売にあたっては、関係法令等を順守すること。

4. 貸付料及び光熱水費の支払い

- (1) 貸付料は、物件ごとに設置者が提示した入札価格をもって月額貸付料とする。
- (2) 貸付料及び光熱水費は、高浜市が発行する納入通知書により、高浜市が指定する金融機関に支払うものとする。
- (3) 貸付料は、年度ごとに契約書に記載された期限までに支払うものとする。
- (4) 光熱水費のうち電気料金については、電力使用量計測メーターにより算出した料金を4半期ごとに高浜市が指定する期限までに支払うものとする。
- (5) 光熱水費の消費税の取り扱いは、原則外税とする。
- (6) 商品の販売価格は、標準販売価格以下とすること。

5. 使用上の制限

- (1) 酒・タバコ類の販売は行わないこと。
- (2) 貸付期間満了前に自己都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の3ヶ月前までに高浜市に書面により通知すること。この場合、納入済の貸付料は還付しない。
- (3) 商品補充及び自動販売機維持管理等を行う時間及び地域交流施設内での経路は、高浜市の指示に従うこと。

- (4) 商品補充及び自動販売機維持管理等のための車両は、高浜市の指定場所へ駐車すること。
- (5) 自動販売機を設置する権利及び自動販売機による飲料または食品の販売に係る業務を第三者に譲渡、転貸又は再委託してはならない。ただし、高浜市の承認を得た場合はこの限りではない。
- (6) 消費税等により標準小売価格が値上げされた場合は、販売価格の値上げは妨げないものとする。その場合は高浜市に事前に協議すること。

6. 自動販売機の維持管理等

- (1) 商品補充、使用済み容器の回収及び金銭管理等、自動販売機の維持管理は自動販売機設置業者が行うこと。
- (2) 自動販売機設置業者は季節や商品の販売状況を考慮し、常に利用者ニーズに即した商品の提供ができるよう、適宜、商品の入れ替えを行うこと。特に賞味期限切れ及び品切れが発生しないよう、十分注意すること。
- (3) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、連絡先を明記し、自動販売機設置業者の責任において対応すること。
- (4) 関係法令等の順守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合には遅延なく手続きを行うこと。
- (5) 節電等、高浜市が行う各種取組みに協力すること。

7. 損害賠償

- (1) 自動販売機の設置にあたり、高浜市又は第三者に損害を与えたときは、全て自動販売機設置業者の責任でその損害を賠償しなければならないものとする。
- (2) 自動販売機設置業者がその責めに帰する理由により、貸付場所等を滅失し、または損傷したときは、当該滅失または損傷による損害額を高浜市に支払わなければならない。ただし、自動販売機設置業者が自己の費用で使用物件を現状に回復した場合はこの限りではない。

8. その他

- (1) 自動販売機設置業者は設置した自動販売機に係る月別販売数量及び月別売上額について、市が定める様式（別紙1）により報告すること。なお、報告内容については今後の入札において販売実績として公表することがある。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じたときは、高浜市と自動販売機設置業者により協議して定める。

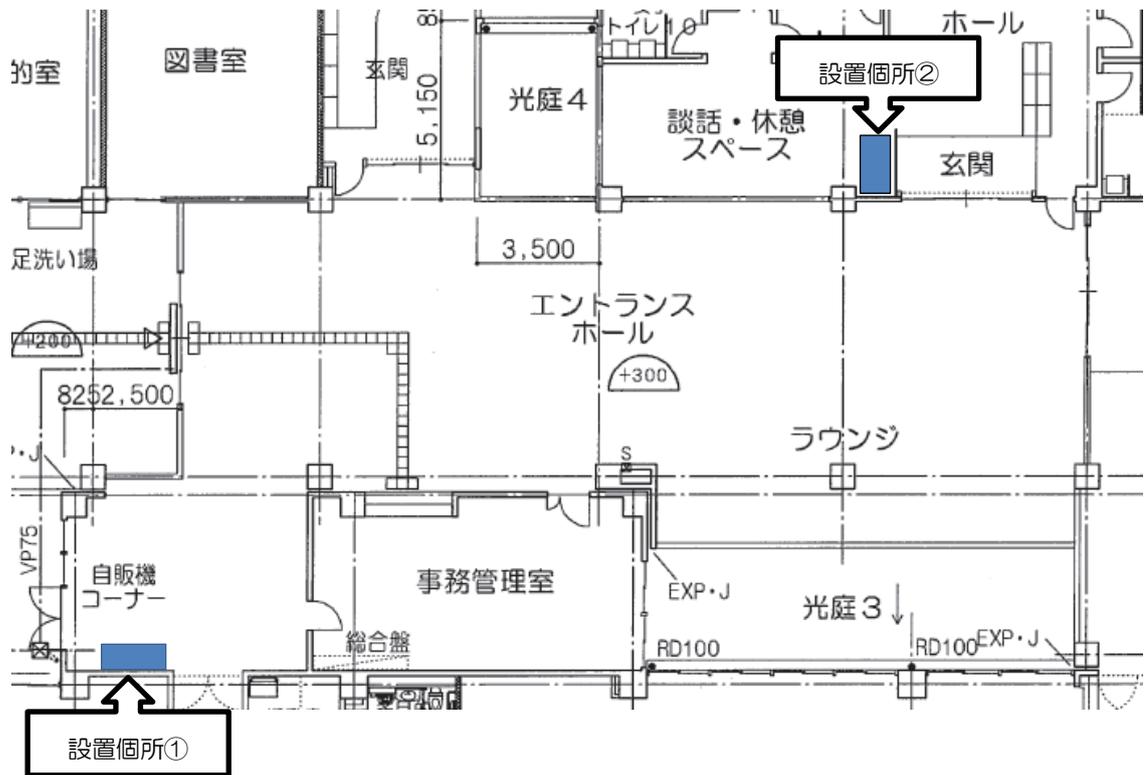
9. 参考

- ・人口 49,079人（令和6年10月1日時点）
- ・地域交流施設利用者数 56,593名（令和5年度実績）

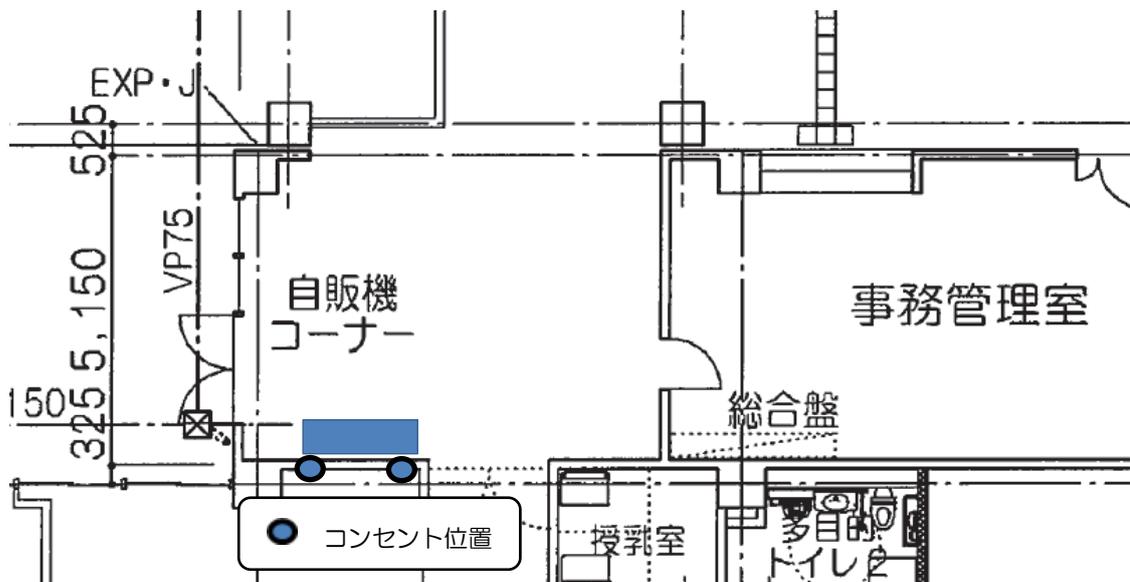
- 販売実績量 9,931個（令和5年10月～令和6年9月実績）
 - 販売実績額 1,455,410円（令和5年10月～令和6年9月実績）
- （なお、記載された内容はあくまでも参考であり、本市が今後の自動販売機の売り上げや稼働率などを保証するものではありません。）

10. 自動販売機設置個所図

(1) 全体図



(2) 設置個所①（事務管理室横）詳細図



(3) 設置個所② (サブアリーナ談話・休憩スペース) 詳細図

